

皇民修身鑑

尋常科  
生徒用  
卷之八

檢定申請本



K120.1

33

8

學海指針杜編

尋常科  
生徒用

皇民修身鑑

卷之八

版權所有

集英堂藏板

皇民修身鑑  
卷之八

## 勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ勿友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ  
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

長英敬書

皇民修身鑑卷之八

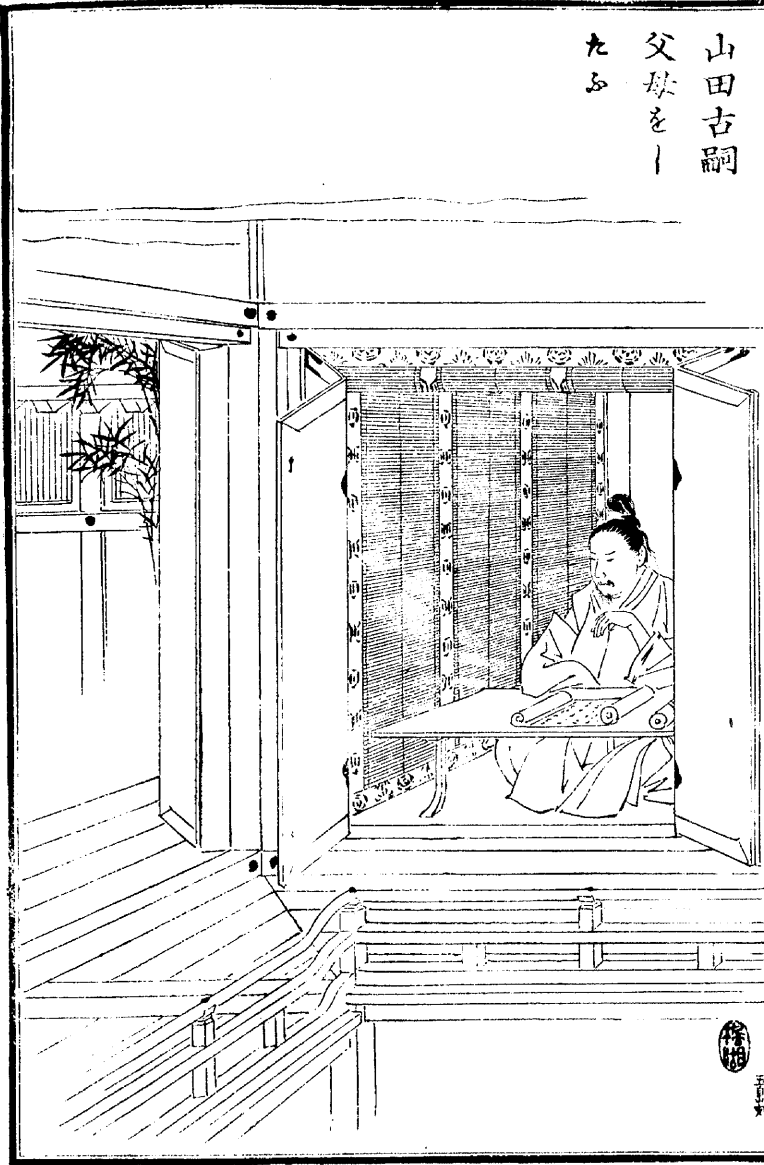
學海指針社 編

第一

○父母奉マズ日ニツトメテ孝行セヨ。父  
母ウセタマヒテ後ニ不行ラクユトモ及ビ  
カダシ。  
○孝行カシタイ時ニハ親ハナシ。

○山田古嗣やまだふるつぐは至孝しこうの人なり、父母歿ぼつして後、韓かん史外傳しじわいでんをよみ、樹靜じゆじやうナラント欲スレドモ、風止かぜとど

山田古嗣  
父母を  
たふ



マズ、子養ハント欲スレドモ、親キマサズ」の句  
 に至るごときに、涙なみだを流ながして、泣なき悲かなしみところ。

第二

○誰タレ彼カレノ差サ別ベツナク、交カル人ヲバ、愛スベキモ、  
 トリワケ兄弟朋友ヲバ、友愛ノ情ヲツクシ  
 テ親ムベシ。  
 ○朋友ト相親シムハ、猶ホ兄弟ノ親ミイツ  
 クシムガ如クナルベシ  
 ○人ノウレヘヲ憂ヘ、人ノヨロコビヲ喜ブ、

高山彦九郎江上關龍と交あつ



頼亭

### 友愛ノ情トハタゞ是ノミ。

○高山彦九郎と江上關龍と交厚く、共に江戸に在り、或時彦九郎の故郷上野に、賊にこりしかば、行きて鎮めんとしけるを、關龍止むれども、きかざりけり、關龍心もどなく思ひ、彦九郎に先立て、中山道を下り、途中に待合せ力を合はせんといたりとなり、朋友の情誼誰もかくありたり。

### 第三

○夫ノ婦ニ對スルハ、和愛ヲ以テ、其本トセヨ。

○婦ノ夫ニ事フルハ、貞順ヲ以テ、其本トセヨ。

○婦ハ、舅姑ヲ、實ノ父母トシテ、孝養ヲ盡スベシ。

○河瀬はる子は、孝順にして、繼母につかへ、遂に其心にもごりこごりなす、繼母みまかりし後、人に嫁せり、常に朱子の小學を好みて、子女

河瀬はる  
善くまゝ  
母につか  
へ又よく  
兄弟にを  
しふ



にをーへ、又よく貞操をつくせりとなり。

第四

○學問スルハ、ソノ身ノ行ヲ善クシ、善人トナルニアリ。  
○職業ヲ習フハ、其家ヲ富マシ、國ノ良民トランコトヲ、ネゴフニアリ。  
○學問スルモ、行ヲ善クセズ、職業ヲ習フモ、國ニ益アル良民タラズバ、無學無能ノ人ト、何ゾ異ナラン。





○故二人ハ、身ヲスコヤカニシテ、職業ヲハ  
ゲミ、學問シテ、善キ人トナリ、智慧ヲミガキ  
テ、國ノ利益ヲ起スベシ。

○カクシテ、後ノ世ニ、譽ヲノコサバ、誠ニ、人  
ト生レシ甲斐アリト云フベシ。

○梶常吉は尾張國海東郡の人なり、和蘭國よ  
り、七寶燒を獲て、其製法を考へ、遂にこれを造  
り出せり、これ我國七寶燒中興の祖なり、官其  
功勞の多きを賞して、銀盃を賜へり。

第五

○心ヲ恭シクシ、身ヲ儉ニスレバ、萬ノ惡事  
ヲ免レテ、隨テ幸福イタルベシ。

○若シ之ニ反シテ、驕リホシイマ、ナレバ、  
人ニ惡マレ、世ニウトンゼラルベシ。

○故ニ、古人ハ、恭儉ヲ以テ、身ヲ守ルノ要ト  
セリ。

○黒田如水、日根野某に、銀百枚をかゝたり、後  
其金をかへさんごて、もちゆきけるに、如水綱

黒田如水せ  
つけんにい  
てむさぼら  
ず



の骨<sup>ほね</sup>をにて、もてな<sup>い</sup>けり、日根野不満に思ひ  
に、金を出すに及びて、如水あへて、これを受  
けざり<sup>い</sup>といふ。

第六

- 儉<sup>けん</sup>ト吝<sup>りん</sup>トノ、區別ヲ知ルベシ。
- 儉ハ、身ノホドヲ守リテ、財ヲタクハへ、一  
家ノ幸福ヲ保ツモノナリ。
- 吝ハ、財ヲムサボリテ、飽クコトヲ知ラズ  
義理人情ヲモ、顧ミザルモノナリ。

岡野左内馬丁  
に金をあたへ  
て其ころろざ  
しをほむ



五喜別

○儉ナル人ノ財ヲ蓄フルハ、徳ヲ蓄フルナ  
リ。吝ナル人ノ財ヲ積ムハ、禍ヲ積ムナリ。

○岡野左内、貨殖を好みて、金銀家にみたり、人  
之を見て、吝嗇の人ならんと思ひ、其家の  
馬丁に、黄金一枚をもてるをきいて、いやき  
ものにては、感心の心がけなりとて、黄金十枚  
を褒美として、あたへたりとなん。

第七

○心ニ誠ナキモノハ、忠モ真ノ忠ニアラス

真根子武内、  
宿禰にかは  
りて死せん  
とす



孝モ真ノ孝ニアラズ、其他ノ百行、皆真實ノ  
モノニアラズ。

○忠ニアラズシテ、忠ト見セ、孝ニアラズシ  
テ、孝ト見スルヲ、偽善トイフ。

○偽善ハ、イヤシムベク、マタ恐ルベシ。

○武内宿禰、筑紫にありける時、或人の讒言に  
よりて、殺されなんことす。壹岐直真根子、宿禰の  
忠誠ををいみ、其容貌のにたるをもて、自ら代  
りて死し、宿禰をたすけまわらせたり。

第八

○其義ニアラザレバ、一介モ人ニ受ケズト云フコトアリ。恥ヲ知ルモノハ此心アルベシ。

○不義ニシテ、富ミ且ツ貴キハ、我ニ於テ浮雲ノ如シ。

○廉者ハ、常ニ樂ミテ心ニ求ルトコロナシ。

○長田徳本は、三河の人にして、醫を業とせり、徳本、世の醫輩の利慾にのみ、はられるをにく

甲斐徳本清  
廉にしてむ  
さばらず



皇氏御身録

卷之八

集英堂藏版

み常に之をためんとせり、或時、將軍秀忠病にかゝり、に、百方手をつくせども、效なし、典藥頭、徳本をすゝめければ、將軍の病、忽にいにはたり、公厚く賞賜せんとすれども、固く辭し、定價十八文をうけて、去れりとなり。

第九

○禮ノ本ハ、敬ニアリ。  
○敬トハ、心ヲホシイマ、ニセズ、身ニ過アラシムコトヲオソレテ、不作法ヲツ、シムコ



藤原實頼  
つねに禮  
敬のこゝ  
ろをうゝ  
なはず

トナリ。

○君臣父子兄弟ノ間、禮ニアラザレバ、事定ラズ。

○藤原實賴は、かりつめの事にも、禮敬の心をわすれず、時ありて、冠せずして、庭に出づれば、頭をたほひて、走り入らる、人其故を問へば、答へて曰く、稻荷山の神社、森然として目にあり、敢て敬せざらんやと。

第十

○善ヲナシテ、最モ心ニ樂シキハ、陰徳ヲ施スニアリ。

○陰徳トハ、善ヲ行ヒテ、人ニ知ラレンコトヲ、求メザルヲ云フ。

○陰徳ハ、人知ラザレドモ、天道ニ協フ。故ニ、後ニハ必ず我身ノ幸トナリ、子孫ノ繁榮ヲ得ベシ。

○板倉重宗、播州明石の城中にある、人麿の祠を、海濱にうつさしめ、これに高燈籠を寄附し

板倉重宗たか  
むらうちうをた  
て、難船をす  
くふ



て、終夜火を點せしめらる、此より此海を通行  
する船舶、此人のために、難を免るゝもの多し  
といふ。

第十一

○凡ソ公益ヲ起サントスルモノハ、先ヅ名  
利ノ私ヲ去ルベシ。イサ、カニテモ、此心  
ヲハサマバ、萬ノ故障生ジテ、其業成リガタ  
シ。

○既ニ其業ナリヌルトキハ、我ヨリ求メズ



那波三郎  
右衛門感  
恩講を設  
けて貧民  
を賑はす



### トモ、芳名シタガヒテイタル。

○文政の頃、秋田藩に、那波三郎右衛門といふ人あり、貧者を救はんとして、同志とはかり、金二千餘圓を備へて、救卹の資本とし、之を名けて、感恩講といひ、大に貧人を賑はしたり、此講今に猶ほあり、今上皇帝、北巡のみぎり、了の事をきこり、めい、三郎右衛門の孫を召され、謁を賜ひて、了の功を表はさせ給へりとなり。

### 第十二

○御國ノ民タランモノハ常ニ勇武ノ氣象ヲ勵シテ、精神活潑ナルベシ。

○忠義ヲ基トシテ、志節ヲ高クスベシ。

○怯懦ノ態ナク、剛毅ノ心ヲ養フベシ。

○斯クシテ、國ノ威光ヲカビヤカサンコト、誠ニ此國ニ生レシ人ノ務ナリ。

○濱田彌兵衛は、長崎の人なり、其頃臺灣に住める和蘭人、我が商船をかすめたるを怒り、弟小左衛門、子新藏をいたがへて、彼島にわたり、



濱田彌兵衛  
我國のほち  
をうゝ

皇民偉身録

卷之八

十五

集英堂藏版

五島

其甲必丹をとりて、我財貨をとりもごし、日本の武威を、海外にあらはしたり。

第十三

○我大御國ハ、日ノ本トテ、東海ノ表ニ卓立シ、神代ノ昔ヨリ、明治ノ今ニ至ルマデ、國威イサ、力モ衰ヘズ、益々榮エテ、メテタキ國ナリ

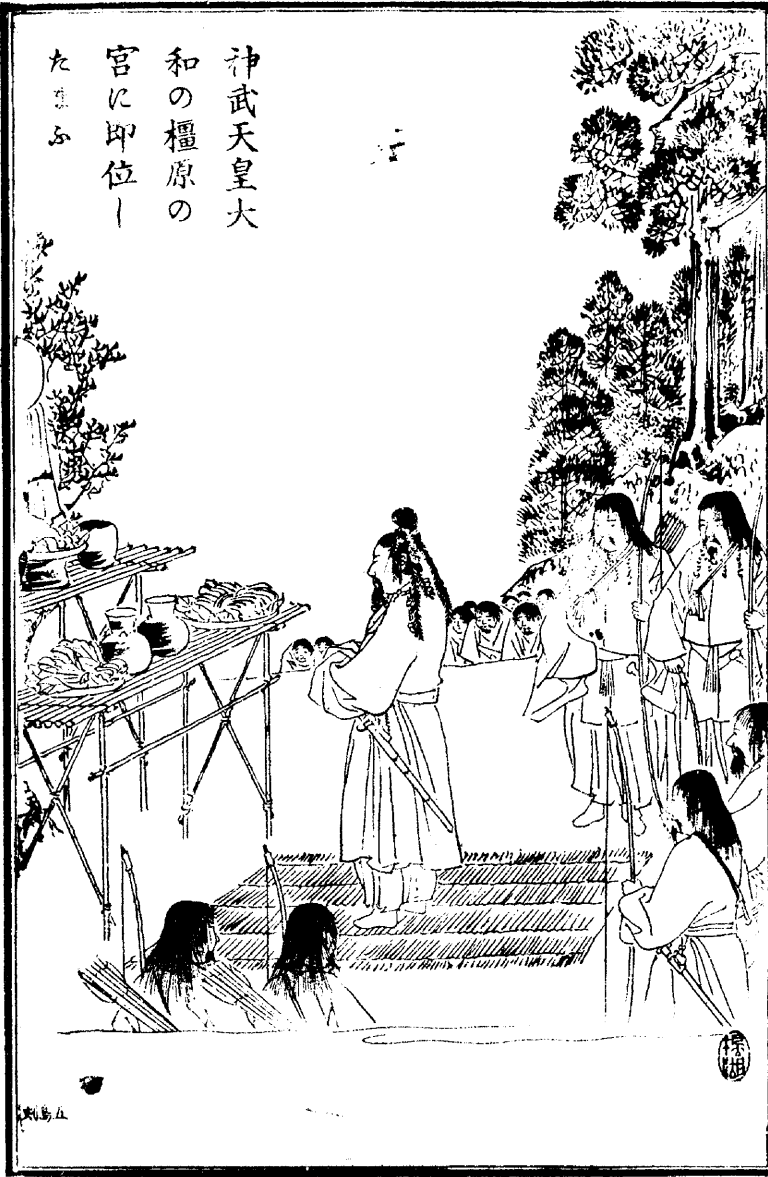
○瓊々杵尊、三世ノ御孫、神大倭磐余彦尊、始テ四海ヲ平ケ、斯民ヲシテ、浴ク王化ニ浴

セシメ、以テコノ大御國ヲ建テサセ給フ、是レ 神武天皇ナリ。

○神武天皇ハ、我 天皇ノ初代ニワタラセ給ヘバ、此君御即位ノ年ヲ以テ、我國ノ紀元トハ定メラレタリ。

○コレヨリシテ、寶祚ハ天地ト共ニウゴキナク、皇威ハ日月ト共ニ輝キテ、萬世ニ互リテ、カハラザルハ、世界萬國ノ中ニ、唯我國一ツアルノミ。

神武天皇大  
和の檀原の  
宮に即位  
たまふ



○カ、ル尊キ御國ナルハ、實ニ歷代ノ  
 天皇、偏ニ 天祖ノ大詔ヲ謹ミ守リ、此民  
 ヲ惠ミタマヘルニヨルモノナリ。

○御國ニ生レシ人々ハ、 天祖以來、御代  
 々ノ、廣大ナル 皇恩ヲワキマヘ、 皇室  
 ニ忠ヲ盡シ、尊王ノ大義ヲ正シク行ハンコ  
 トヲ、ネカフベシ。

○神武天皇、國內の兇賊を平らげ、此民を安撫  
 一給ひより後、歷代の 聖天子、儉を勤め

仁を施し、ひたすら、民の苦をのぞき給へり、故に、萬民の 皇室に、したひなづき奉ること、恰も、子の父母に、おけるが如し。

第十四

○外國ノアナドリヲ禦キテ、御國ノ安寧ヲ保チ、御國ノ武威ヲ輝サンニハ、陸海ノ軍備ナカルベカラズ。

○コ、ヲ以テ、我國ノ男子、十七トナレバ、兵籍ニ、其名ヲカ、ゲ、二十二イタレバ、兵營ニ

入りテ、武事ヲ習フノ國法アリ、コレヲ兵役ノ務トイフ。

○兵員タルヲ得ベキモノハ、忠實強壯ニシテ、犯罪ナキモノニ限ル、故ニ此選ニ當ルモノハ、男子ノ榮譽トイフベシ。

○男子タルモノハ、常ニ義勇ノ心ヲ養ヒ、其身ヲ強健ニシテ、此名譽ナル務ニ、服センコトヲネガフベシ。

○陸海ノ軍備ヲ嚴ニシ、國ノ安寧ヲ保タン

河野通有等家  
古のチくとた  
いかふ



ニハ、巨額ノ費用ナカルベカラス。

○租税ハ、以テ此等ノ費用ニ充テング爲ナ  
リ、コレ無ケレバ、政府モ立タズ、國內一日モ  
安キコト能ハザルベシ。故ニ、納税ハ國民  
ノ怠ルベカラザルヲ知ルベシ。

○弘安四年、蒙古の賊大舉して、九州をたかす、  
北條時宗、鎮西の將士を以て、これを防がむ。  
將士等、大風の起るに乗じ、賊を撃ちて、これを  
海中に、塵にせり、これを弘安の元寇勦滅とい

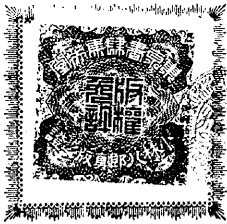
三。

皇民修身鑑卷之八終

原田竹外書

明治二十五年十月五日印刷  
明治二十五年十月八日出版  
版權

定價金七錢



著者

學海指針社

發行所

東京府平民

小林

八郎

發賣所

集英堂本店

賣捌所

東京市日本橋區通旅籠町十一番地  
集英堂支店

賣捌所

栃木縣宇都宮大工町  
各府縣下書肆

